

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	神奈川県山北町

山北町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 山北町農林課
所 在 地 神奈川県足柄上郡山北町山北 1301 番地 4
電 話 番 号 0 4 6 5 - 7 5 - 3 6 5 4
F A X 番 号 0 4 6 5 - 7 5 - 3 6 6 1
メールアドレス norin@town.yamakita.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、サル、 鳥類（カラス、スズメ、ドバト、ムクドリ、キジバト、ヒヨドリ、カモをいう）
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	山北町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻・いも類・野菜・果樹・工芸農作物・豆類	100
ニホンジカ	水稻・野菜・果樹・工芸農作物・いも類・豆類	1,328
ハクビシン・タヌキ・アナグマ	野菜・いも類・果樹・豆類	782
サル	野菜・果樹・豆類	6
鳥類	—	0
合 計		2,216

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

(イノシシ) 年間を通して被害が発生している。住宅地付近での目撃情報も増加しており、住宅に隣接する家庭菜園にまで被害が及んでいる。また、採餌による掘り起こしや、畦畔及び法面の崩壊なども発生している。 (ニホンジカ) 年間を通して被害が発生しており、里山地域での被害は高止まり傾向にある。水稻、野菜、果樹、工芸農作物など幅広い農作物が食害されているほか、水田や茶畑等の農地で踏み荒らしの被害や森林の食害、剥皮被害、下層植生の喪失などが発生している。 (ハクビシン・タヌキ・アナグマ) 野菜、果樹等の食害が発生している。 (サル) 山間部を中心に丹沢湖群が出没し、果樹や野菜類などの農作物に被害をもたらしている。近年は、群れが南下傾向を示しており、生息域が拡大している恐れがある。
--

(鳥類) 町内全域でミカン等の農作物の被害が発生している。
 (全体共通) 被害を及ぼす有害個体数は、その年の「山の実り」に影響し、その年ごとに被害状況は大きく変化する。

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和9年度)
被害面積(a)	49	39
被害額(千円)	2,216	1,772

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・鳥獣被害対策実施隊の編成 ・猟友会活動の支援 ・小型獣用箱わなの購入、貸し出し ・小型獣用安楽死装置の貸し出し ・煙火による追払い ・狩猟免許取得費の助成	・大型獣の処理 有害獣捕獲後の処理体制が確立していない。
防護柵の設置等に関する取組	・深沢地区全体を囲い込む防護柵の設置(総延長1,565m) ・嵐地区全体を囲い込む防護柵の設置(総延長2,003m) ・平山地区全体を囲い込む防護柵の設置(総延長1,408m) ・農業者等に対する鳥獣被害防護柵等資材購入費の補助 ※令和3年度からは、追払用物品も対象	・放任果樹の除去 ・耕作放棄地対策 農業者の高齢化や減少、また、農産物価格の下落による営農意欲の低下がもたらす放任果樹、耕作放棄地が、鳥獣の誘因物や住处となっている。

生息環境管理その他の取組	・鳥獣の隠れ場所とならないよう刈払いなどの適正な管理をするよう指導	・土地所有者の高齢化等 土地所有者の高齢化や町外在住のため適正な管理ができない場合がある。
--------------	-----------------------------------	--

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

・捕獲 捕獲獣の効果的な処理方法について、今後、足柄上郡5町で運営している食肉加工施設を有効的に利用するため、捕獲者に対して利用助成を推進し、捕獲頭数の拡大に推進していく。 ・集落環境整備 耕作放棄地対策と連携し、放任果樹の除去、緩衝帯の整備を促進し、鳥獣が近寄らない集落づくりを目指す。 ・防護対策 農業者等が自ら設置する防護柵の普及を図る。また、広域防護柵による囲い込みが完了した地区については、地元住民に対し適正な維持管理の指導を推進する。 ・被害管理 農業委員会と連携し、的確な被害状況を把握する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成26年10月に組織した鳥獣被害対策実施隊を中心に、イノシシやニホンジカといった大型獣については、地域の被害状況や生息状況等に応じ、銃器やくくりわなを用いて効果的に捕獲を行う。ハクビシンやタヌキといった小型獣については、畑などに被害がある農業者等に対して箱ワナを貸
--

し出し捕獲に取り組む。

また、鳥獣被害に苦しむ住民等に対しては、煙火等を渡し、追払いを実施している。なお、令和5年度に完成し、足柄上郡5町で運営している食肉加工施設の利用を積極的に図っていく。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7	イノシシ、ニホンジカ、 ハクビシン、タヌキ、アナグマ、 鳥類	・ 猟友会への助成金の交付 ・ 実施隊に対する捕獲助成金の交付 ・ 小型獣用箱わなの貸出 ・ 狩猟免許取得促進 ・ 小型獣用安楽死装置の貸し出し ・ 食肉処理加工施設の利用助成
8	イノシシ、ニホンジカ、 ハクビシン、タヌキ、アナグマ、 鳥類	・ 猟友会への助成金の交付 ・ 実施隊に対する捕獲助成金の交付 ・ 小型獣用箱わなの貸出 ・ 狩猟免許取得促進 ・ 小型獣用安楽死装置の貸し出し ・ 食肉処理加工施設の利用助成
9	イノシシ、ニホンジカ、 ハクビシン、タヌキ、アナグマ、 鳥類	・ 猟友会への助成金の交付 ・ 実施隊に対する捕獲助成金の交付 ・ 小型獣用箱わなの貸出 ・ 狩猟免許取得促進 ・ 小型獣用安楽死装置の貸し出し ・ 食肉処理加工施設の利用助成

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
○イノシシ	捕獲計画数は管理計画等と整合を図りつつ設定することが望ましいが、イノシシの生態的特徴から、個体数を推定する方法は確立されておらず県管理計画においても、生息頭数及び捕獲計画数は設定されていない。よって、本被害防止計画の捕獲計画数は町捕獲実績に基づき設定する。 令和3年度から令和5年度までの平均捕獲頭数は約117頭であるが、捕獲頭数は年度により増減するため、3ヶ年の平均頭数を参考に捕獲計画数を設定する。3ヶ年の平均捕獲頭数から73頭増の年間200頭の捕獲を目標とする。
○ニホンジカ	令和3年度から令和5年度までの平均捕獲頭数は約737頭であるが、第4次神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき、過去の捕獲実績及び生息状況、被害状況を考慮した上で、毎年度実施計画を定めて捕獲頭数を設定する。 ※ 令和6年度神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画における捕獲計画数は750頭。
○サル	第5次神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、毎年度実施計画を定めて捕獲頭数を設定する。 ※ 令和6年度神奈川県ニホンザル管理事業実施計画における捕獲計画数は5頭である。
○ハクビシン・タヌキ・アナグマ	出没状況や被害状況に応じて設定する。
○鳥類	出没状況や被害状況に応じて設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	300	300	300
ニホンジカ (※1)	750	750	750
ハクビシン タヌキ、アナグマ	15	15	15
サル (※2)	3	3	3

鳥類(カラス、スズメ、ドバト、ムクドリ、キジバト、ヒヨドリ、カモ)	50	50	50
-----------------------------------	----	----	----

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
○イノシシ、ニホンジカ、鳥類（※一斉捕獲のみ） 捕獲方法：銃器またはわなを用いての捕獲 時期：通年 場所：町内全域 一斉捕獲：必要に応じ随時実施 ○サル 捕獲方法：わな（箱わな）を用いての捕獲 時期：随時 場所：清水・三保地域 ○小型獣（ハクビシン、タヌキ、アナグマ） 捕獲方法：わな（箱わな）を用いての捕獲 時期：被害報告に基づき随時 場所：被害報告を受けた場所

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
(必要性) 農作物被害防止のためのイノシシ、ニホンジカの捕獲は、わな又はライフル銃以外の銃に加え、捕獲率を上げるために、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃も併せて使用する。 (取組内容) 捕獲手段：ライフル銃による捕獲 実施予定時期：令和7年4月～令和10年3月 捕獲予定場所：山北町全域

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
(該当なし)	(該当なし)

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ	金網式 350m	金網式 350m	金網式 350m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ	・ 侵入防止柵の適正な管理ができているか定期パトロールを行う。 ・ 煙火等を用いた住民による追払いを行う。 ・ 鳥獣が生息しづらい環境となるよう刈払いを指導	・ 侵入防止柵の適正な管理ができているか定期パトロールを行う。 ・ 煙火等を用いた住民による追払いを行う。 ・ 鳥獣が生息しづらい環境となるよう刈払いを指導	・ 侵入防止柵の適正な管理ができているか定期パトロールを行う。 ・ 煙火等を用いた住民による追払いを行う。 ・ 鳥獣が生息しづらい環境となるよう刈払いを指導

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記

入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
7	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、サル、鳥類	・ 農業者自ら設置する鳥獣防護柵の普及 ・ 煙火の積極的な配布等による追い払い ・ サルの新たな追い払い方法等の研究、検討 ・ 放棄果樹や農業廃棄物の適正な処分
8	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、サル、鳥類	・ 農業者自ら設置する鳥獣防護柵の普及 ・ 煙火の積極的な配布等による追い払い ・ サルの新たな追い払い方法等の研究、検討 ・ 放棄果樹や農業廃棄物の適正な処分
9	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、サル、鳥類	・ 農業者自ら設置する鳥獣防護柵の普及 ・ 煙火の積極的な配布等による追い払い ・ サルの新たな追い払い方法等の研究、検討 ・ 放棄果樹や農業廃棄物の適正な処分

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

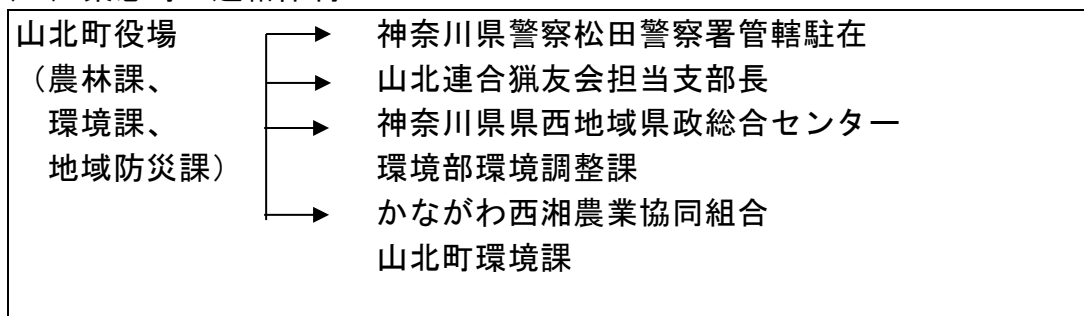
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
山北町役場（農林課、環境課、地域防災課）	関係機関との連絡調整、住民の避難誘導、有害鳥獣捕獲申請、有害鳥獣捕獲許可
神奈川県警察松田警察署	住民の安全確保
山北連合猟友会	有害鳥獣捕獲、追い払いの実施
かながわ西湘農業協同組合	関係機関との連絡調整、情報の共有、有害鳥獣捕獲申請
神奈川県県西地域県政総合センター 環境部環境調整課	情報の共有

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣のうち、大型獣については食肉として自家消費するほか、埋設又は焼却処分をする。小型獣及び鳥類については、埋設又は焼却処分をする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食肉として活用できる大型獣については、令和5年度に完成し、足柄上郡5町で運営している食肉加工施設が設置されたため、食品としての活用について推進していく。 食肉加工施設へは、年間50頭の搬入を目標とする。
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし
--------------------------------------	------

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

足柄上郡5町で構成する足柄上地区ジビエ処理加工施設運営協議会で協議していく。
--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

今後、関係機関で協議していく。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
山北町鳥獣被害対策実施隊	捕獲活動の実施（サルを除く）
山北町農業委員会	農業者の代表機関としての助言等
山北町連合自治会	駆除及び被害状況調査等への協力等
かながわ西湘農業協同組合 (山北営農経済センター) (町内各支店)	管内農家等の連絡調整、被害状況の把握、 農家の意見集約及び農家への情報提供
山北町森林組合	林業者の代表機関としての助言等
三保鳥獣保護協会	学識経験者
神奈川県鳥獣保護管理員	学識経験者 鳥獣の保護・管理
山北町環境課	有害鳥獣捕獲許可、捕獲に際しての助言等 捕獲活動の実施（サル）
山北町農林課	事務局

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

２ 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(２) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
足柄上地域鳥獣被害対策協議会	有害鳥獣に係る情報の共有
神奈川県環境農政局緑政部 自然環境保全課野生生物グループ	被害状況集計、情報提供
神奈川県環境農政局緑政部 自然環境保全課平塚駐在事務所（かながわ鳥獣被害対策支援センター）	対策提案、対策指導、技術指導、情報提供
神奈川県県西地域県政総合センター 環境部環境調整課・地域農政推進課	被害状況集計、情報提供
神奈川県農業技術センター 足柄地区事務所普及指導課	有害鳥獣に係る情報の共有
神奈川県警察松田警察署	住民の安全確保

- (注) １ 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- ２ 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- ３ 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(３) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊員には、猟友会の各支部から推薦のあった者から任命する。

- (注) １ 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- ２ 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(４) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地元農業者及び自治会との連携体制を確立し、地域一体となって被害防止に取り組んでいく。

かながわ西湘農業協同組合、南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町の各市町の鳥獣対策協議会、また、神奈川県猟友会南足柄支部・神奈川県猟友会足柄上支部で構成されている足柄上地域鳥獣被害対策協議会と連携し、広域的に被害防止に取り組んでいく。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

この計画に記載した事項以外の捕獲、被害防止方法等があれば、関係機関と連携しながら効果的な方法を検討する。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。